# サプライチェーン・デューディリジェンス法(Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz)の意味におけ る苦情処理手続き規定

#### 1. 処理の範囲(処理が適用される項目)

この処理は、サプライチェーン・デューディリジェンス法に関連する全ての通報および苦情に適用さ れます。そのため、この処理は、ベバスト・グループの一員である会社、およびベバストの直接的ま たは間接的なサプライヤーの両者による、サプライチェーン全体の人権および環境リスク、ならびに 義務違反に関する全ての通報に適用されます。

ベバスト・グループの一員である会社、またはベバストの直接的もしくは間接的なサプライヤーや取 引先において、以下の分野における違反が確認された場合、またはこうした分野で違反があった可能 性があると信じるに足る正当な理由がある場合は、以下に詳述する通報手段のいずれかを通じて通報 してください。

以下の項目もしくは保護された法的地位に関するリスクまたは違反を通報してください。

#### サプライチェーン・デューディリジェンス法 (LkSG) に関連する人権リスク あらゆる人権リスクの概要

# 従業員の保護 第2条第2項(1)~(8)

- 雇用国の適用法に従って許可される最低年 輸未満の児童労働の禁止
  最悪の形態の児童労働の禁止
  強制労働の禁止

- 5. 独成力等の条計 4. あらゆる奴隷形態の禁止 5. 労働女全要件の不遵守の禁止 6. 結社の自由の権利の不遵守の禁止 7. 屋用関係における不平等待遇の禁止 8. 正当な賞金支払いの拒否の禁止

#### 警備部隊が実行する虐待からの保護、第2条 第2項(11)

11. 削線または管理が不十分なために拷問の 禁止を達守せず、生命または手足に損傷 を与える、あるいは結社の自由を制限す る民間養備部隊または公约な治安部隊へ の委託または使用の禁止

# 包括的な要素、第2条第2項(12)

12. 「第1号から第11号の範囲を超える義務違反の行為または不作為であって、保護された法的 地位を特に深刻な形で損なう直接の蓋然性があり、また、考慮されるあらゆる状況を専門家 が評価した結果、その違法性が明らかであるものの禁止|

#### SCDDA法の環境リスク

あらゆる環境リスクの概要

#### 水銀の取り扱い 第2条第3項(1)~(3)

- 水銀添加製品の製造の禁止
  製造工程における水銀および水銀化合物の使用の禁止

#### 残留性有機汚染物質の取り扱い、第2 条第3項(4)~(5)

- 4. 特定の化学汚染物質の製造と使用 の禁止
- 環境規則に違反した特定廃棄物の取り 扱い、収集、保管、廃棄の禁止

#### 有害廃棄物の取り扱い 第2条第2項(6)~(8)

- ンシュタインから、非掲載国への特定 有害廃棄物の輸出の禁止

上記の法的地位のいずれかが実際に侵害されているか、少なくとも侵害のリスクがあるかが不明な場 合でも、通報してください。通報の前に、専門家による詳細な審査を行う必要はありません。通報受 領後に、私たちは法的前提条件の詳細な審査を行います。

#### 2. 連絡先と通報手段の詳細(通報先)

- オンラインのグループ通報窓口または現地の通報窓口
- ホットライン

その他の通報手段については、年次リスク分析に基づき、時間の経過とともに特定され、目的に適っ ている場合に実施されるものとします。

コンプライアンス部が、ドイツで提出される通報の処理全体を担当します。現地の通報については、 まず現地のコンプライアンス部が担当します。最高コンプライアンス責任者のヘンドリック・ヘーフ ェル博士 (Dr Hendrik Höhfeld) が、この処理を全体的に統括しています。

事案のその後の処理と解明の一環として、苦情を中央または現地で処理するか、ならびに相談する追 加の専門部署について決定します。例えば、以下の中央または現地の部署が、追加の相談先として考 慮されます。

- 人事部門
- 法務およびコンプライアンス部門
- サステナビリティ部門
- 環境部門
- リスク経営管理部門

#### 3. 告発者(通報者)

このプロセスは個人であれば誰でも利用できます。その違反やリスクの影響が個人的に及んでいる必要はありません。例えば、個人やグループを代表して通報を送ることも可能です。

# 4. 苦情の受領とその処理(処理業務方法)

ベバストへの苦情の提出に使う手段(電子的、電話、書面など)にかかわらず、苦情の受領は法的要件に従って文書で記録されます。その際、法的に許容される場合には、処理全体を通じて告発者の身元は秘密保持事項として取り扱われます。匿名で通報を送ることも可能です。これは、告発者が不利益を被る不安がないようにするための方法の一つです(「12 報復からの保護」を参照)。

告発者は、遅くとも苦情の受理から 7 日以内に苦情受領確認を受け取ります。この確認は、苦情を送る際に使用されたのと同じ手段を通じて行われます。通報がセキュリティ保護されたメールボックスを通じて匿名で提出された場合は、確認通知とその後の連絡もこのメールボックスに送られます。したがって、セキュリティ保護された匿名のメールボックスを含め、アクセス情報は安全な場所に保管してください。

告発者は、遅くとも 3 か月後までに、処理の状況について定期的な情報を受け取ります。通報された事案はそれぞれ個別であり、全ての事案が同じ速度で処理、解明、終結されるとは限らないことをご理解ください。ベバストでは、通報された違反とリスクをできる限り迅速に是正するために、可能な限り迅速に処理を完了します。この処理のその他の詳細は以下の項目で説明します。

#### 5. 連絡手段と匿名性(連絡方法)

オンライン処理および電話による告発者ホットラインを利用すると、電子メールボックスが設置されます。このメールボックスが、ベバストと告発者の間で使用する主な連絡手段となります。したがって、提供されたアクセス情報は常に安全な場所に保管しておくようにしてください。

通報を送る方法(口頭または書面)に応じて、ベバストから告発者への連絡も口頭または書面で行われます。この連絡は電子メールボックスを通じて行われます。

このメールボックスを匿名で設置する選択肢もあります。匿名のメールボックスを選択することで、 告発者の完全な匿名性が保証されます。

#### 6. 苦情の審査 (通報受領後の手順)

苦情は、中立のベバスト従業員によって審査されます。次の手順と会社内の具体的な責任は、この段階で決められます。特に、以下の部署に相談するかどうかが検討されます。

- 人事部門
- 法務およびコンプライアンス部門
- サステナビリティ部門

# 7. 秘密保持と中立性(秘密保持と中立性を確保する方法)

通報および苦情の処理に関しては、いかなる指示にも従う義務のないコンプライアンス責任者が概して処理を行うため、通報を処理する担当者個人の中立性は確保されます。これは、具体的な職業 (例:社内弁護士)に関する法的規定、またはこうした活動分野の指示に従う義務を一切排除する内容の、個人の雇用契約における補足規定によって保証されています。もちろん、当社の全従業員は契約上、秘密保持義務を負っています。

#### 8. 事案の解明(処理中の手順)

事案が中立の従業員に割り当てられた後で、告発者との協議があります。その後、事案が審査され、必要に応じてさらに不明点が解明されます。苦情が匿名で提出された場合、この協議を匿名で、特にセキュリティ保護されたメールボックスを使って行うことも可能です。

通報が棄却された場合、告発者にはその旨が通知され、通報棄却の理由が通知されます。このため、 告発者は通報の受領確認後3か月以内、または受領確認がなかった場合は通報の受領後3か月と7日 以内に、ベバストから返信を受け取ることになります。

# 9. 解決策の策定

当該通報の是正措置の決定に関する限りにおいて、是正措置についての提案は、告発者との対話を通じて策定されます。事案の性質上、解決策の合意が考慮されない場合は、妥当と思われる是正措置が告発者に対して通知されます。必要性があり、適切かつ目的に適っている場合には、補償が検討されます。

#### 10. 是正措置

合意された是正措置は、また、合意がない場合は、採用されて通知された是正措置は、可能な限り速やかに実施されます。解決策の策定プロセスおよび是正措置の実施に必要な時間は個別に異なり、問題の通報の内容や程度によって範囲や期間が異なります。しかしながら、ベバストは、効果的な解決策をできる限り迅速に策定し、是正措置を可能な限り速やかに実施するよう努めます。実施状況は、継続性と有効性に関して遡及的に見直されます。

#### 11. 審査と結果

達成された結果は評価の対象となります。告発者には、その処理の結論が通知されます。処理過程に おける事案の解明結果および達成された結果は記録されます。

# 12. 報復からの保護

ベバストは、誠実に通報を送る個人を優先的に保護します。これは、社内の告発者にも、サプライヤーなどの社外の告発者にも適用されます。通報は、ベバストが人権または環境上の義務に対する違反またはリスクを早い段階で認識して、それによりベバストが迅速な是正措置を講じることを保証するのに役立ちます。これにより、通報の対象となる個人、環境、およびベバストが保護されます。これは当社にとって、ベバスト従業員による不正行為または任意の時点でのサプライチェーンにおける不正行為を摘発するというベバストの企業目標を、確実に達成するための唯一の方法です。したがって、ベバストは告発者に対する報復やその他の不利益を一切容認しません。この約束事項は、行動規範(7項を参照)にも明記されています。ベバストの従業員および直接的・間接的なサプライヤーは、ベバストが告発者に対する報復を認識した場合には、(雇用法またはビジネス上の)措置が取られることを期待できます。

#### 13. 処理の有効性の検証

処理の有効性は、毎年および必要に応じて検証されます。必要に応じて、処理および是正措置に変更が加えられます。処理内容は、リスク分析の結果に基づいて、とりわけ特別な保護を必要とする対象 グループがこのプロセスを利用しやすくするために、時間の経過とともに調整されることがあります